

## 北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会 議事録

1 日 時 令和2年1月27日(月) 10:30~11:00

2 場 所 かでる2・7 1060 会議室

3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

4 協議事項

- (1) CSF・ASFへの対応について
- (2) その他

(開 会)

### 【瀬川食の安全推進局長】

- ただ今から、「北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会」を開催する。
- 開催にあたり、農政部 大西食の安全推進監から御挨拶申し上げる。

(挨 拶)

### 【大西食の安全推進監】

- 月曜の午前中、大変お忙しい中、「北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会」お集まりいただき感謝。
- 皆様ご承知のとおり、本州府県で発生が継続していたCSFについては、年が明けた1月8日、これまで野生いのししへの感染が確認されていなかった沖縄県でも発生し、今日までに4事例の発生があったところ。
- また、ASFについては12の国と地域に拡大しており、日本と同じ島国のフィリピンや隣国の韓国でも発生が認められていることに加え、これらの発生国から国内に持ち込まれた豚肉などからも病原体が見つまっている状況。
- このような中で春節のシーズンを迎え、道内での冬のイベントが多く開催される状況であり、海外からの人・物の移動が活発になっている。
- すでに、「海外悪性伝染病」の病原体が道内にも侵入しているという前提に立ち、関係部局と危機感を共有するとともに、引き続き、オール北海道での侵入防止対策に向けて一層の連携強化が図られるよう、よろしく願います。

### 【瀬川食の安全推進局長】

- 資料の確認。
- 協議事項(1) CSF・ASFへの対応について、農政部から説明願う。

(協議事項(1) CSF・ASFへの対応)

### 【農政部畜産振興課 山口家畜衛生担当課長】

- CSF・ASFへの対応について資料1に基づき説明。前回、10月に開催

した幹事会からの変更点を中心に説明。

- 豚コレラの名称がCSFに変更。
- CSFの発生状況について、これまで野生いのししの陽性地域を中心に発生が確認されていたが、今年1月に野生いのししの陽性地域とは遠く離れた沖縄県で発生。これまでに1府9県で55事例が発生。殺処分頭数は、94戸16万2千頭。
- 国は、飼養豚への予防的ワクチン接種を開始。陽性地域と隣接県において順次接種が行われている状況。また、いのししへの経口ワクチン接種も進めており、全国への拡散防止として東日本と西日本でワクチンベルトの構築を推進。
- 沖縄県での発生の経緯について、1月21日に国で検討会が開催され、調査結果が示された。遺伝子解析の結果、新たに海外から侵入したウイルスではなく、岐阜県の感染いのししから分離された株に近いことが分かった。侵入経路としては、加熱が不十分な肉製品を含んだ食品残渣の給餌により感染した可能性があり、県内全ての発生事例は、初発農場から伝播したと考えられる。
- ASFの発生状況については、参考資料4、5ページのとおり。アジアでは日本と台湾以外で発生しており、日本への侵入リスクが非常に高まっている。
- 旅客が不正に持ち込んだ肉製品等のウイルスの確認状況については、平成30年10月以降、86例で陽性、そのうち新千歳空港では12例が確認されている。国は昨年4月以降、罰則などの対応を強化しており、これまでに7名が摘発されている。
- 道の対応状況の変更点は資料2ページの下線のとおり。北海道豚コレラ危機管理検討会を開催し周知徹底を図ったり、道内の養豚農家に電話等で直接情報を提供し、異状の有無を確認したりしている。また、食品残渣の飼料給与についても改めて指導しているところ。
- このような状況の中、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案について、議員立法により先に改正すべき事項が2点示されている。一つは、「豚コレラ」、「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」、「アフリカ豚熱」に変更するということ。
- もう一つは、ASFに係る予防的殺処分を可能とすること。資料7ページにあるとおり、これまでは、診断されたらその農場の飼養豚を殺処分していたが、発生後、陽性になった段階で、一定の範囲内で予防的殺処分を実施するというもの。大臣が地域及び家畜を指定。範囲はだいたい500m～3kmを想定し、その範囲内の健康な豚についても予防的に殺処分をし、広がりを防ぐことを可能にするというのが法案の趣旨。
- 現在、様々な議論がされており、専門家の意見を聞き、状況に応じての判断となる。法案成立は2月上旬。

- 飼養衛生管理技術の考え方の概要は、資料8、9ページのとおり。CSFの発生を受けて、国はこれまで対策してきたところだが、一番大事なのは農場にウイルスを入れないこと。今回基準の見直しが行われており、主な改正点は下線のとおり。改正点については、1月8日までにパブコメ。今後、専門家の審議会の答申を経て施行となる。
- 日本中どこで発生してもおかしくない状況。北海道内にウイルスが侵入していることを前提に、絶対に農場に入れないということをオール北海道で対応していきたいのでよろしくお願い。

**【瀬川食の安全推進局長】**

- 以上の件について、質問をお受けする。

－質疑なし－

(協議事項(2)その他について)

**【農政部畜産振興課 横田主幹】**

- 口蹄疫と高・低病原性鳥インフルエンザについて参考資料に基づき説明。
- 口蹄疫の発生状況については、参考資料17ページのとおり。海外での発生が継続しており、2019年以降は、中国、韓国、極東ロシアやミャンマーにおいて確認されている。冬期間や春先に発生が確認されていることから、引き続き警戒が必要。
- 現在、口蹄疫の防疫対応マニュアルの改正作業を進めている。今後、関係者への意見照会など進めていくので御協力をよろしくお願い。
- 高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況については参考資料18ページのとおり。アジアを含めて世界中で継続して発生。また、資料にはないが、令和元年11月以降、国内で4件、野鳥の糞便から低病原性鳥フルウウイルスが検出されている状況。

**【瀬川食の安全推進局長】**

- ただいまの件について質問をお受けする。

－質疑なし－

(挨拶)

**【大西食の安全推進監】**

- 最後に改めて、道内にCSFなど、「海外悪性伝染病」を絶対に侵入させないため、関係者一丸となって取り組むことが必要。
- 関係各部局においては、防疫対策要綱などを今一度確認していただき、発生予防や万が一発生した時の初動防疫などについて十分確認いただいた上で、オール北海道での万全の対策がなされるよう、引き続きご協力をお願いします。

**【瀬川食の安全推進局長】**

- これをもって北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会を閉会する。